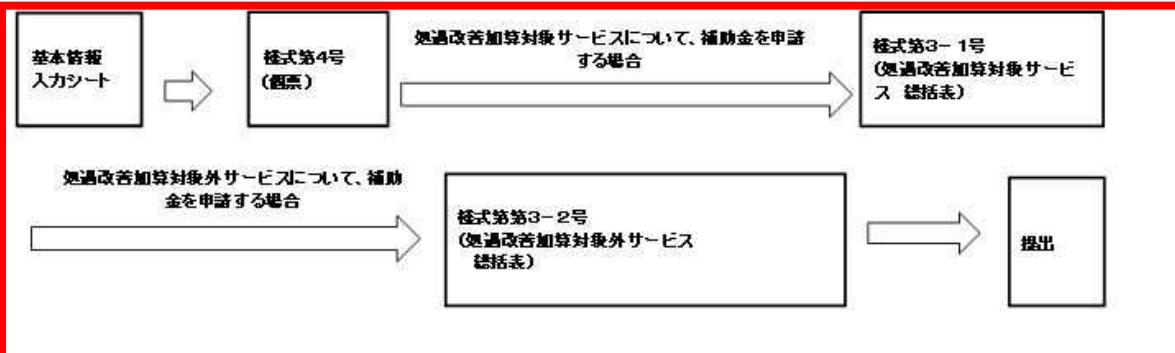


# 重要

## 静岡県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金

### (第1回) 申請にあたっての注意点

#### 1 共通事項



- ・上記フローチャートの順に入力をして提出してください。
- ・各シートには保護をかけています。「紫色セル」のみ入力してください。
- ・必ず各様式の記入例を見ながら作成してください。

#### 2 申請時期について

- ・本補助金は申請受付を**2回**に分けて実施します。それぞれの対象者は以下のとおりとなりますので、御確認ください。

	対象者	基準月	申請時期	支払時期
第1回	12月サービス提供実績がある事業者	12月	受付中	令和8年4月～5月
第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・事情により12月サービス提供実績が著しく低い事業者</li><li>・<u>12月のサービス提供分が月遅れ請求となっている事業者</u></li><li>・1月から3月に新規開設した事業者</li></ul>	<u>12月</u> から3月の いずれか	令和8年4月頃～	令和8年7月頃

- ・現在申請を受付しているのは**赤枠**内です。基準月は12月のみとなっているので、ご注意ください。

## 2 基本情報入力シートについて

- ・補助金を計算する上で元となる基準月（12月）の介護報酬総単位には、月遅れ請求・再請求に伴う過誤調整分は含めず入力してください。

## 3 様式第3-1、3-2号について

- ・「（確認用）提出前のチェックリスト」の各項目に「×」があると、申請できません。
- ・「×」がある項目の内容を確認し、記入例等を参考に修正の上、「○」になったことを確認してください。

## 4 様式第4号について

- ・「交付対象月」は12月を選択してください。  
やむを得ない事情により、12月のサービス提供実績が著しく低い場合や、12月のサービス提供分が月遅れ請求となった場合には、各介護サービス事業所の判断で基準月を1月から3月まで任意に選択ができます。  
その場合は、第2回の申請受付までお待ちください。
- ・「補助金の見込額」は、そのまま補助金として支給される額ではありません。支給される補助金は、一月当たりの介護報酬総単位数【実績】×1単位の単価×サービス類型別交付率(国実施要綱別紙1)で算出された額となります。

## 5 対象経費について

- ・本補助金における対象経費に消費税額を含めることはできません。職場環境改善経費への充当を予定している場合には、御注意ください。
- ・基準月から実績報告書提出までに実施された事業（賃金改善経費・職場環境改善経費）を対象とします。静岡県での実績報告書の提出期限の予定は令和8年10月末を予定しておりますので、それまでに実施をしていただきます。